

7 新都建管第 355 号
令和 7 年 6 月 18 日
都市計画部長決定

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 新宿駅東口地区地区整備計画における壁面の位置の制限に係る運用基準

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 19 年新宿区条例第 57 号）別表第 2 第 15 号新宿駅東口地区地区整備計画の壁面の位置の制限の項に規定する区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で快適なまちづくりに資すると認めた建築物とは、『新宿駅東口地区地区計画における「区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で快適なまちづくりに資すると認めた建築物」等に関する取扱い基準』（令和 7 年 6 月 16 日付 7 新都景第 216 号）の第 2 の項の規定に適合する建築物とする。

附則 （令和 7 年 6 月 18 日付 7 新都建管第 355 号）
（施行日）

この基準は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。